岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、クリーンエネルギーの利用を促進するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図り、地球温暖化防止に寄与することを目的に、住宅用地球温暖化対策設備を設置する者に対し、予算の範囲内で交付する岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（対象システム及び対象事業）

第２条　補助金の交付の対象となるシステム（以下「対象システム」という。）は、別表第１に掲げるものとする。

２　補助金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) 家庭用エネルギー管理システム（以下「ＨＥＭＳ」という。）の導入

(2) 定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「蓄電池」という。）の導入

(3) 電気自動車等充給電設備（以下「Ｖ２Ｈ」という。）の導入

(4) 家庭用燃料電池システム（以下「エネファーム」という。）の導入

(5) 太陽光発電システム、ＨＥＭＳ及び蓄電池の一体的導入

(6) 太陽光発電システム、ＨＥＭＳ及びＶ２Ｈの一体的導入

(7) 太陽光発電システム、ＨＥＭＳ及び高性能外皮等の一体的導入（以下「ＺＥＨの導入」という。）

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1) 市内において自らが所有し、かつ、居住する住宅に対象システムを設置しようとする者又は市内において自らの居住の用に供するため新築する住宅にあわせて対象システムを設置しようとする者（以下「設置者」という。）

(2) 市内において自ら居住するため、建売住宅供給者から対象システム付き新築

住宅を購入しようとする者（以下「購入者」という。）

(3) その他市長が特に必要と認める者

２　前項各号に掲げる者は、徴収金（岩倉市税条例（昭和４６年岩倉市条例第４２号）第２条第２号で定める市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。）を滞納していない者で、かつ、岩倉市暴力団排除条例（平成２４年岩倉市条例第２２号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者でなければならない。

３　第１項第１号及び第２号に掲げる住宅が店舗等併用住宅の場合は、延べ床面積の２分の１以上を住宅の用に供するものに限り、対象とする。

４　対象システムに対する補助金の交付は、対象システムの種類ごとに、対象システムを設置した住宅につき１回限りとする。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象システムの設置に要する費用とする。

２　前項の補助対象経費には、消費税及び地方消費税の額を含まないものとする。

３　この補助金とは別に、愛知県から他の補助金等（愛知県以外の機関が交付する補助金等のみをその財源としているものを除く。以下この項において同じ。）を受けている場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、補助対象経費の一部に他の補助金等を受ける場合は、補助対象経費から他の補助金等の対象となる設備に係る経費を除外した額を、この補助金の補助対象経費とする。

（補助金額）

第５条　補助金の額は、別表第２に掲げるとおりとする。

２　前項に規定する額に１，０００円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度内に対象事業を完了し、かつ、対象事業が完了した日から起算して６０日以内又

は当該年度の３月１０日のいずれか早い日までに、岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１。以下「実績報告書」という。）に、次に定める書類を添付して、市長に補助金の交付を申請しなければならない。

(1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める事項が記載された対象システムの仕様書（対象システムを構成する機器のパンフレットを含む。）

ア　太陽光発電システム　太陽電池モジュールの型式、公称最大出力、使用枚数等

イ　ＨＥＭＳ及びＶ２Ｈ　型番

ウ　蓄電池　パッケージ型番及び蓄電容量

エ　エネファーム　燃料電池ユニット及び貯湯ユニットの型番

オ　高性能外皮等　高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備及び照明設備の型番並びに仕様又は規格

(2) 工事請負契約書の写し（設置者に限る。）。ただし、工事請負契約書に対象システムの経費の内訳が明記されていない場合には、別途内訳書を作成しなければならない。

(3) 建売住宅の売買契約書の写し（購入者に限る。）。ただし、売買契約書に対象システムの経費の内訳が明記されていない場合には、別途内訳書を作成しなければならない。

(4) 対象システムの設置に係る領収書の写し

(5) 対象システムを設置しようとする住宅の位置図

(6) 次に掲げる対象システムの区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア　太陽光発電システム

(ｱ) 一般社団法人太陽光発電協会 JPEA 代行申請センターの発行する再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書等、余剰売電であることが確認できる書類の写し又は電力会社の発行する「発電設備の連系に関するお知らせ」等の電力受給契約（設置後に電力会社と締結する太陽光発電設備の電力受給及び低圧系統連系に関する契約をいう。以下同じ。）を証明する書

類の写し（電力受給契約を行う場合）

(ｲ) 設置完了後の太陽電池モジュールの割付図

(ｳ) 対象システムの設置状態を示す写真

イ　ＨＥＭＳ

(ｱ) 対象システムの保証書の写し（製造者が発行するもので、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）

(ｲ) 対象システムの設置状態を示す写真（設置状況及びモニターが起動している状態が確認できるもの）

ウ　蓄電池

(ｱ) 対象システムの保証書の写し（製造者が発行するもので、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）

(ｲ) 対象システムの設置状態を示す写真（設置状況、システム本体並びにシステム本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）

エ　Ｖ２Ｈ

(ｱ) 対象システムの保証書の写し（製造者が発行するもので、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）

(ｲ) 対象システムの設置状態を示す写真（設置状況、システム本体並びにシステム本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）

オ　エネファーム

(ｱ) 対象システムの保証書の写し（製造者が発行するもので、型式、製造番号及び保証開始日が分かるもの）

(ｲ) 対象システムの設置状態を示す写真（設置状況、燃料電池ユニット及び貯湯ユニット本体並びに燃料電池ユニット及び貯湯ユニット本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるもの）

カ　高性能外皮等

(ｱ) 国のＺＥＨ支援事業の完了実績報告書及び補助金額確定通知書の写し又はＺＥＨ要件に適合することを示すＢＥＬＳの評価機関から受けた評価書の写し

(ｲ) 高性能外皮等の設置状態を示す写真（高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備及び照明設備の設置状況が分かるもの）

(7) その他市長が必要と認める書類

２　前項の対象事業が完了した日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日とする。

(1) 電力会社との電力受給契約に係る系統連系・受給開始日（太陽光発電システムに限る。）

(2) 対象システムの保証開始日（ＨＥＭＳ、蓄電池及びエネファームに限る。）

(3) 国のＺＥＨ支援事業の補助金額確定通知日又はＺＥＨ要件に適合することを示すＢＥＬＳの評価機関から受けた評価書の発行日（高性能外皮等（ＺＥＨ）に限る。）

(4) 対象システムの設置工事又は対象システム付き新築住宅の購入に係る支払が完了した日

(5) 住所を定めた日

（交付の決定）

第７条　市長は、前条に規定する交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付決定通知書（様式第２）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧及び市税の完納状況の確認をすることができる。

（補助金の請求及び交付）

第８条　前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市長に請求書（様式第３）を提出し、市長は、この請求に基づき、補助金を交付するものとする

（処分の承認）

第９条　補助事業者は、対象システムの法定耐用年数の期間内において、当該システムを処分しようとするときは、あらかじめ岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金処分承認申請書（様式第４）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金交付の取消し）

第１０条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。

(3) 補助金を対象システムの設置以外の用途に使用したとき。

(4) 前条の規定による承認を受けずに対象システムを処分したとき。

（補助金の返還）

第１１条　市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（市による調査）

第１２条　市長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助金の申請者又は交付決定者に対して、対象設備の設置等に関する調査（現地確認等）を行うことができる。

２　申請者又は交付決定者は、市長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

（協力）

第１３条　市長は、この要綱による補助を受けて対象システムを設置した者に対し、必要に応じて対象システムの運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

（雑則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この要綱は、平成２１年７月１日から施行し、平成２１年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　平成２１年４月１日から平成２１年６月３０日までの間に対象システムの設置が完了した者又は対象システム付き新築住宅の購入が完了した者にあっては、第５条に規定する交付申請書と第９条に規定する実績報告書を同時に提出するものとする。この場合において、第９条に規定する「完了した日から起算して３０日以内又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日」とあるのは、「平成２２年３月３１日」とする。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２２年１０月１日から施行する。

（設置者の交付申請等に係る特例）

２　平成２２年７月２０日から平成２２年９月３０日までの間に対象システムに係る設置工事に着手した者は、第５条第２項の規定にかかわらず、設置工事に着手した後に交付申請書を提出することができる。この場合において、第７条に規定する岩倉市住宅用太陽光発電システム設置工事着工届の提出を省略することができる。

（購入者の交付申請に係る特例）

３　平成２２年７月２０日から平成２２年９月３０日までの間に対象システム付き新築住宅の引渡しを受けた者は、第５条第３項の規定にかかわらず、建物の引渡しを受けた後に交付申請書を提出することができる。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、第９条第１項第４号の改正規定（同号を同項第５号とする部分を除く。）は、平成２４年７月９日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２４年１２月２１日から施行する。

（設置者の交付申請等に係る特例）

２　平成２４年１１月１３日から平成２４年１２月２０日までの間に対象システムに係る設置工事に着手した者は、第５条第２項の規定にかかわらず、設置工事に着手した後に交付申請書を提出することができる。この場合において、第７条に規定する岩倉市住宅用太陽光発電システム設置工事着工届の提出を省略することができる。

（購入者の交付申請に係る特例）

３　平成２４年１１月１３日から平成２４年１２月２０日までの間に対象システム付き新築住宅の引渡しを受けた者は、第５条第３項の規定にかかわらず、建物の引渡しを受けた後に交付申請書を提出することができる。

附　則

この要綱は、平成２５年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

（岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の特例を定める要綱の一部改正）

２　岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱の特例を定める要綱

（令和元年１１月２８日施行）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

対象システムの種類	対象システムの内容
太陽光発電システム	次のいずれにも該当するもの ア　供給する電力を居住の用に供する部分で使用する目的で設置されるものであり、送配電事業者の系統に接続する場合は低圧連系の承諾を得ていること。また、売電を行う場合は全量買取方式ではなく余剰買取方式によること。 イ　最大出力（太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計をいう。以下同じ。）が５０キロワット未満（増設の場合は、既設部分を含めた最大出力が５０キロワット未満）の太陽光発電システムで未使用のものであること。
ＨＥＭＳ	愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定された未使用のもの
蓄電池	愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定された未使用のもの
Ｖ２Ｈ	愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定された未使用のもの
エネファーム	愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金の交付の対象として指定された未使用のもの
高性能外皮等	新築の戸建住宅で、ＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（外皮の高断熱化及び高効率な省エネ

	ルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスの住宅をいう。以下同じ。）に必要な高断熱外皮、空調設備、給湯設備、換気設備及び照明設備を備えており、次のいずれかを満たすこと。 ア　ＢＥＬＳ（建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度をいう。）の評価機関から受けた評価により、次に規定するいずれの要件も満たすことが確認できる住宅に係る設備であること。 (ｱ) 住宅の外皮性能がＺＥＨ強化外皮基準以上であること。 (ｲ) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。 (ｳ) 住宅の敷地内に再生可能エネルギーを導入すること。（一体的導入の要件として太陽光発電施設の導入は必須） (ｴ) 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。 イ　ア(ｱ)から(ｴ)までの基準以上を補助の要件とする国の補助事業を受けることにより、ア(ｱ)から(ｴ)までのいずれの要件も満たすことが確認できる住宅に係る設備であること。

別表第２（第５条関係）

対象事業	補助金額
ＨＥＭＳの導入	補助対象経費に４分の１を乗じて得た額とし、１万円を上限とする。
蓄電池の導入	補助対象経費に４分の１を乗じて得た額とし、２０万円を上限とする。 ただし、補助対象経費が６０万円以上の場合は、上記補助金額に、補助対象経費に４分の１を乗じて得た額を、２０万円を上限に加算する。
エネファームの導入	補助対象経費に４分の１を乗じて得た額とし、１０万円を上限とする。
Ｖ２Ｈの導入	補助対象経費に４分の１を乗じて得た額とし、５万円を上限とする。
太陽光発電システム、ＨＥＭＳ及び蓄電池の一体的導入	次の(1)と(2)を合計した金額とする。 (1) 太陽光発電システム及びＨＥＭＳの補助対象経費に４分の１を乗じて得た額とし、７万円を上限とする。 (2) 蓄電池にかかる補助対象経費に４分の１を乗じて得た額とし、２０万円を上限とする。 ただし、蓄電池に係る補助対象経費が６０万円以上の場合は、上記補助金額に、補助対象経費に４分の１を乗じて得た額を、２０万円を上限に加算する。
太陽光発電システム、ＨＥＭＳ及びＶ２Ｈの一体的導入	補助対象経費に４分の１を乗じて得た額とし、１２万円を上限とする。
ＺＥＨの導入	補助対象経費に４分の１を乗じて得た額とし、１７万円を上限とする。